

彩の国さいたま人づくり広域連合副広域連合長に対する事務委任規則

令和6年1月23日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は広域連合長が長又は代表となる市町村、法人その他の団体（以下「市町村等」という。）との契約の締結等において、その適正な執行を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条で準用する同法第153条第1項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務の一部を副広域連合長に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 広域連合長は、次に掲げる事務を副広域連合長に委任する。ただし、市町村等における法令、定款、規約等において長又は代表者以外の者が当該市町村等を代表できる旨の規定がなされている場合においては、この限りではない。

- (1) 市町村等に対する補助金、交付金及び負担金の交付に関する事務
- (2) 市町村等との委託契約の締結に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、民法（明治29年法律第89号）第108条の双方代理の規定に抵触する行為、又は抵触するおそれがある行為に関する事務

(副広域連合長の指定)

第3条 前条の規定により事務の委任を受ける副広域連合長の指定については、地方自治法第292条で準用する同法第152条の規定に基づく広域連合長の職務の代理の順序の例による。

(副広域連合長の代理)

第4条 副広域連合長に事故があるとき又は副広域連合長が欠けたときにおける第2条の規定の適用については、同条中「副広域連合長」とあるのは、「事務局長」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。